

重要 - 以下の利用許諾契約書を注意してお読みください。

以下の利用許諾契約は、お客様と弊社との間で締結される法的に有効な契約です。慎重に内容をお読みください。

以下の利用許諾契約に従い、弊社は、製品開発および生産に関する権利を含まない、お客様の内部業務としてのテストと評価目的のためにのみ同契約において定義されるプログラムプロダクトを提供しようとしています。

お客様が「同意します」ボタンをクリックすることにより、または本製品の全部若しくは一部をダウンロードし、インストールし、アクセスし、もしくは他の方法で複製若しくは使用することにより、(a)お客様は、お客様の所属する団体（所属企業等）を代表して以下の利用許諾契約を締結し、それにより当該団体が当該契約に法的に拘束されることを承諾の上、当該契約を締結する意思表示を行ったこととなり、仮に、お客様がこのような団体に属さない場合には、お客様がご自身のために当該契約を締結し、それによりお客様が当該契約に法的に拘束されることを承諾の上、当該契約を締結する意思表示を行ったこととなります。また、これにより、(b)お客様は当該団体（所属する場合）を代表しまたはお客様自身のために行動し、当該団体または自身を拘束する権利、権能および権限を有することを表明しかつ保証したことになります。

以下の利用許諾契約は、お客様が「同意します」ボタンをクリックすることにより、または本製品の全部若しくは一部をダウンロードし、インストールし、アクセスし、もしくは他の方法で複製若しくは使用することにより、お客様と弊社の間で有効に成立します。

RZ/T2L、RZ/N2L SIL3システムソフトウェアキット評価版利用許諾契約書

お客様（以下、「甲」という。）とルネサスエレクトロニクス株式会社（以下、「乙」という。）は、乙が、第1条記載の本製品を甲に利用許諾するにあたり、その取り扱いについて次の通り契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（定義）

本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 「本L S I」とは、乙の半導体製品であるRZ/T2Lマイクロコンピュータ、RZ/N2Lマイクロコンピュータをいう。

- (2) 「本プログラム」とは、乙の評価用の機能安全プラットフォームソフトウェアをいう（ソースコードを含むオブジェクトコード形式で提供される。第2条において甲に許諾される権利の行使に基づき作成されたあらゆる形式のプログラムおよびそれらの複製物を含むものとする）。
- (3) 「付属ツール」とは、本プログラム用のコンフィグレーションツールをいう。
- (4) 「本ドキュメント」とは、本プログラムに関する資料（第2条において甲に許諾される権利の行使に基づき作成された複製物を含むものとする）。
- (5) 「本製品」とは、本プログラム、付属ツール、および本ドキュメントを総称していう。
- (6) 「オープンソースソフトウェア」とは、ソフトウェアの利用条件として、第三者へソフトウェア（改変物等の派生ソフトウェアを含む。）の開示、頒布等特定の行為を行う者が、当該行為を行う際、ソフトウェアのソースコードを当該第三者に開示する等の義務を負うライセンス形式のソフトウェア（GPL (GNU general public license)を含むが、それに限らない。）をいう。なお、本号における「第三者」は、開示、頒布等を行う者から直接または間接的に開示、頒布等を受ける全ての者を指す。
- (7) 「子会社」とは、甲または乙がその総株主の議決権の過半数を直接または間接に保有する会社をいう。
- (8) 「利用承諾日」とは、甲が本契約に同意した日をいう。

第2条（権利の許諾）

- 1 乙は、甲が本契約の各条項を遵守することを条件として、乙が権限を有し、かつ本契約に定める範囲内で、本契約有効期間中、本製品に関し、次の各号に定める譲渡不能、再許諾不能の非独占的権利を甲に社内評価目的に限り許諾する。
 - (1) 本LSIおよび本プログラムとともに動作するプログラムを作成するために本プログラムおよび付属ツールを使用、複製および改変（ただし、当該改変は本ドキュメントで指定されたソースコード形式の部分に限る。）する権利。
 - (2) 前号の権利を行使するために合理的に必要な限度で、本ドキュメントの全部または一部を使用、複製する権利。
 - (3) 本プログラムをバックアップ用として1部に限り複製し所持する権利。
- 2 甲は、前項に基づき甲に許諾された権利に係る作業を甲の子会社または事前に乙の書面による承諾を得た第三者（以下、「委託先」という。）に委託することができる。ただし、甲の子会社、または委託先に委託する場合、甲は、本契約に基づく甲の義務と同等の義務を当該子会社及び当該委託先に課し、これを遵守させるものとし、当該子会社および当該委託先による義務の履行に関し一切の責任を負うものとする。
- 3 本条において明示的に許諾されているものを除き、乙は、本契約に基づき、本製品に関し、甲に対し何らの権利も許諾するものではない。

第3条（禁止行為等）

- 1 甲は、本契約で明示的に許諾されている場合を除き、本製品に関し、次の各号に定める行為を行わない。
 - (1) オブジェクトコード形式の本プログラムにつきリバース・エンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルその他の改変または解析を行うこと
 - (2) 本製品に付されている乙および第三者の著作権表示その他の権利に関する表示を除去または変更すること
 - (3) 本プログラムまたは本ドキュメントを使用、複製、改変、頒布し、または再利用許諾その他の処分をすること
 - (4) オープンソースソフトウェアとともに本プログラムまたは本ドキュメントを利用すること
- 2 甲は、本製品に付された乙の著作権表示その他の権利に関する表示を、第2条の規定に基づき甲が作成する複製物にも付すものとする。ただし、かかる権利表示が物理的に不可能または著しく困難な場合には、乙の権利保護のため、他の適切な手段をとるものとする。

第4条（対価）

本製品の利用許諾の対価は無料とする。

第5条（納入）

乙は、本製品を、電子的方法により甲に納入する。

第6条（権利の帰属等）

- 1 本契約は、本製品に関する著作権その他の知的財産権を甲に移転するものではない。
- 2 本契約に明示的に定める場合を除き、第2条第1項第1号に基づき甲がなした本プログラムのソースコード形式部分の改変部分に係る著作権その他の知的財産権は、甲に帰属するものとする。ただし、乙が提供した本プログラムに係る著作権その他の知的財産権は、乙または乙のライセンサーに留保されるものとする。

第7条（免責）

- 1 本製品は現状有姿のまま甲に提供されるものとし、乙は、本製品について、商品性および特定目的との合致および機能性その他品質に関する保証、その利用結果についての保証ならびに第三者の所有する知的財産権その他の権利の非侵害保証を含め、明示たると黙示たるとを問わず、甲に対し、いかなる保証を行うものではない。
- 2 乙は、甲による本製品の利用に起因して生じ得る一切の損害について、いかなる場合も損害賠償の責めを負わない。

第8条（秘密保持）

- 1 甲は、本契約の履行に関連して乙から開示を受けた一切の情報（以下、「秘密情報」という。）を、善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、事前に乙から書面による承諾を得ることなく、第三者に開示または漏洩してはならず、かつ、本契約に定める目的以外のために秘密情報を利用してはならないものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報については、本契約における乙の秘密情報として取り扱わないものとする。
 - (1) 開示の時に甲が既に保有し、または既に公知であった情報。
 - (2) 開示後、甲の責めによらず公知となった情報。
 - (3) 甲が秘密保持義務を負うことなく第三者から適法に入手した情報。
- 3 第1項の規定にかかわらず、甲は、第2条第2項に基づき作業を委託する子会社または委託先に対し、かかる委託に合理的に必要な範囲内で、本契約に基づき乙から開示を受けた秘密情報を開示することができる。この場合、甲は、当該子会社および当該委託先に対して、本条に基づき自己に課された義務と同等の義務を課し、これを遵守させ、当該義務の履行につき、一切の責任を負うものとする。
- 4 甲は、乙より要求のあった場合には、乙の選択に従い、秘密情報（本項において、「本製品」を除く。）およびその全ての複製物を直ちに乙に返還または廃棄するものとする。

第9条（有効期間）

- 1 本契約の有効期間は、利用承諾日から1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲は、乙に対する書面通知により、有効期間をさらに1年間延長することができる。
- 2 期間満了、解除その他理由の如何を問わず本契約が終了した場合においても、第2条第2項および同3項、第3条、第6条、第7条、第8条、第11条、第12条、第13条第2項、第14条、第15条、第16条、本条第2項および同3項の規定は、なお有効に存続するものとする。
- 3 期間満了、解除その他理由の如何を問わず本契約が終了した場合、甲は、本製品を一切利用、複製、改変その他利用してはならない。甲は、本契約終了後15日以内に、乙の選択に従い、甲が保有する本製品を乙に返却するか、破棄したうえでその確証を乙に提出する。

第10条（解除）

- 1 乙は、甲が次の各号の一に該当する場合、何らの催告を行うことなく直ちに本契約を解除し、かつ、甲に対し損害賠償を請求することができるものとする。
 - (1) 本契約の条項の一に違反し、かつ、当該違反に関する乙の書面による通知を受領後30日以内にこれを是正しないとき。
 - (2) 差押、仮差押、仮処分、競売の申立若しくは租税滞納処分その他の公権力の処分を受け、または破産、会社更生若しくは民事再生手続その他これらに類する手続の申立がなされた

とき。

- (3) 自ら振り出し若しくは引き受けた手形につき、不渡り処分を受ける等支払停止状態に至ったとき。
- (4) 営業の廃止または解散の決議をしたとき。
- (5) その他財産状態が悪化し、またはその恐れがあると認められる相当の理由があるとき
- (6) 合併、会社分割等により契約上の地位に変更があったとき。ただし、事前の書面による乙の承諾のある場合にはこの限りではない。

第 11 条（監査）

乙は、本契約有効期間中及びその終了後 1 年間、本契約遵守状況を確認するため、甲における通常の業務に支障をきたさない範囲において、甲の事業所ならびに第 2 条第 2 項に基づき作業を委託する甲の子会社および委託先の事業所に立ち入り、監査を実施することができるものとする。

第 12 条（輸出関連法令の遵守）

- 1 甲は、本契約に基づき乙から開示または提供された秘密情報、製品、本プログラム、関連技術その他一切の情報およびその複製物を、核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイル兵器等の大量破壊兵器の開発、設計、製造、保管もしくは利用等の目的、軍事用途の目的またはその他の国際的な平和および安全の維持の妨げとなる利用目的を有する者に輸出、販売、譲渡、賃貸または利用許諾したり、またそのような目的に自ら利用したり、第三者に利用させたりしないこととする。
- 2 甲は、本契約に基づき乙から開示または提供された秘密情報、製品、本プログラム、関連技術その他一切の情報およびその複製物を輸出、販売、譲渡、賃貸または利用許諾等する際は、「外国為替及び外国貿易法」およびその関連法規ならびに適用となる輸出管理に関する法令および規則に定められた必要な手続をとるものとする。

第 13 条（反社会的勢力（暴力団等）の排除）

乙は、甲が次の各号のいずれかに該当した場合、何らの催告を要することなく、本契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 甲が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下総称して「暴力団等」という。）である場合。
- (2) 甲の代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者が、暴力団等である場合。
- (3) 甲、または甲の代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者が、暴力団等への資金提供を行った場合、または暴力団等と密接な交際がある場合。
- (4) 甲、または甲の代表者、責任者もしくは実質的に経営権を有する者が、威迫的犯罪行為を行ったとして公に認識され、もしくは報道その他により一般に認識された場合、または

かかる行為を行ったとして公に認識され、もしくは報道その他により一般に認識された者とかかわり、つながりのある者である場合。

- (5) 甲が、本契約の履行のために契約する者が前四号のいずれかに該当する場合。
 - (6) 甲が、自らまたは第三者を利用して、他の当事者に対して、自身が暴力団等である旨を伝え、または関係者が暴力団等である旨を伝えた場合。
 - (7) 甲が、自らまたは第三者を利用して、他の当事者に対して、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いた場合。
 - (8) 甲が、自らまたは第三者を利用して、他の当事者の名誉や信用等を毀損し、またはそのおそれのある行為をした場合。
 - (9) 甲が、自らまたは第三者を利用して、他の当事者の業務を妨害し、またはそのおそれのある行為をした場合。
- 2 乙が、前項の規定により本契約の全部または一部を解除した場合には、甲に損害が生じてもこれを一切賠償しない。

第14条（譲渡の禁止）

甲は、事前に書面による他の当事者の承諾を得ることなく、本契約に基づき生じた権利または義務の全部または一部を第三者に対し、有償無償に関わらず譲渡し、貸与し、承継させ、引き受けさせ、または担保に供することはできない。

第15条（準拠法および専属的合意管轄裁判所）

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に起因する全ての紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第16条（協議）

甲および乙は、本契約に定めなき事項および本契約の条項の解釈について生じた疑義については、誠意をもって協議し、解決するものとする。